

# 兵庫県公報

平成28年3月4日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 明石海峡大橋関連施設整備等基金条例を廃止する条例（地域振興課）	1
○ 県民緑税条例の一部を改正する条例（財政課）	2
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例等の一部を改正する条例（市町振興課）	2
○ 国民健康保険財政安定化基金条例（医療保険課）	3
○ 認定こども園の認可等に関する条例の一部を改正する条例（こども政策課）	3
○ 兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例等の一部を改正する条例（能力開発課）	4

## 公布された法令のあらまし

### ●明石海峡大橋関連施設整備等基金条例を廃止する条例（条例第3号）

明石海峡大橋に関連する施設の整備等の終了に伴い、明石海峡大橋関連施設整備等基金を廃止することとした。

### ●県民緑税条例の一部を改正する条例（条例第4号）

県民緑税条例に基づき設置している基金（以下「県民緑基金」という。）について、知事が県民緑基金の有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があると認めるときは、県民緑基金の全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができるようにすることとし、所要の整備を行うこととした。

### ●本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例等の一部を改正する条例（条例第5号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定による住民基本台帳法の一部改正等により、知事が本人確認情報を利用することができる事務が追加されたことに伴い、本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例で定める当該事務と重複する事務を削除する等次の関係条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例
- 2 個人情報の保護に関する条例
- 3 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例

### ●国民健康保険財政安定化基金条例（条例第6号）

国民健康保険法の一部改正により、都道府県に国民健康保険の財政の安定化を図るための財政安定化基金を設けることができるとされたことに伴い、国民健康保険財政安定化基金を設置することとした。

### ●認定こども園の認可等に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

構造改革特別区域法に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準の特例を定める基準が設けられたことに伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準について所要の整備を行うこととした。

### ●兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例等の一部を改正する条例（条例第8号）

職業能力開発促進法の一部改正に伴い、次の条例について同法の引用条文を改めることとした。

- 1 兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例
- 2 兵庫県立但馬技術高等学校の設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県立ものづくり高等学校の設置及び管理に関する条例
- 4 兵庫県立障害者職業能力開発校の設置及び運営に関する条例
- 5 使用料及び手数料徴収条例
- 6 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例

## 条 例

明石海峡大橋関連施設整備等基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第 3 号**

**明石海峡大橋関連施設整備等基金条例を廃止する条例**

明石海峡大橋関連施設整備等基金条例（平成3年兵庫県条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年3月31日から施行する。



県民緑税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第 4 号**

**県民緑税条例の一部を改正する条例**

県民緑税条例（平成17年兵庫県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出しを「(繰替運用等)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 知事は、基金の有利かつ効率的な運用のためその他の財政上の必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を県債管理基金に積み立てることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第 5 号**

**本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例等の一部を改正する条例**

(本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正)

第 1 条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する」を「次のいずれかの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法
- (2) 規則で定めるところにより、知事から都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を他の執行機関に送付する方法

別表第 1 の 1 の項及び 2 の項を削り、同表 3 の項を同表 1 の項とし、同表 4 の項から 12 の項までを同表 2 の項から 10 の項までとする。

別表第 2 の 3 の項を次のように改める。

3 削除

別表第 2 の 6 の 2 の項の次に次のように加える。

6 の 3 雇用対策法（昭和41年法律第132号）による同法第18条の職業転換給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 の 11 の項を次のように改める。

11 削除

別表第 2 の 16 の 6 の項を次のように改める。

16の6 削除

(個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正)

第3条 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年兵庫県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。



国民健康保険財政安定化基金条例をここに公布する。

平成28年3月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第6号

国民健康保険財政安定化基金条例

(設置)

第1条 県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 基金から生ずる収入額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実有利な方法により保管するものとする。

(処分)

第4条 基金は、次に掲げる場合に限り、処分することができる。

- (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第81条の2第1項第1号の規定による資金を貸し付ける事業又は同項第2号の規定による資金を交付する事業の財源に充てる場合
- (2) 法第81条の2第2項の規定により国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる場合

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。



認定こども園の認可等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第7号

認定こども園の認可等に関する条例の一部を改正する条例

認定こども園の認可等に関する条例(平成18年兵庫県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「基準及び」を「基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準)及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月4日

兵庫県知事 井戸 敏 三

#### 兵庫県条例第8号

##### 兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例等の一部を改正する条例

(兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第15条の6第1項第1号」を「第15条の7第1項第1号」に改める。

- (1) 兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例（昭和48年兵庫県条例第24号）第3条
- (2) 兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例（昭和57年兵庫県条例第39号）第3条第1項第1号
- (3) 兵庫県立ものづくり大学校の設置及び管理に関する条例（平成23年兵庫県条例第16号）第3条第1項第1号

(兵庫県立障害者職業能力開発校の設置及び運営に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立障害者職業能力開発校の設置及び運営に関する条例（昭和48年兵庫県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第15条の6第1項第5号」を「第15条の7第1項第5号」に改める。

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第3条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3の26の部備考1中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

(法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第39条中「第15条の6第1項ただし書」を「第15条の7第1項ただし書」に改める。

第40条中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。